

幕末期岡田家の地主小作関係と村落

小松 賢司

はじめに

本稿に与えられた課題は、弘化以降幕末期における岡田家の地主経営の一端を明らかにすることである。その中でも、岡田家の居村である岡村と、隣村で多くの土地を所持している藤井寺村を対象を絞る。岡田家の地主経営の根幹とも言える両村での地主小作関係について、村落との関わりに目を配りながら明らかにしていきたい。

一 本稿の目的と考察対象の概要

1 佐々木氏の主張と問題点

岡村岡田家は、佐々木潤之介氏が分析対象とし、畿内の「豪農の典型」として位置づけたことで、研究史上重要な意味を持っている。考察に入る前に、佐々木氏の分析を整理しておく必要がある。以下、佐々木氏の分析のうち幕末期の地主経営に関する部分について整理し、その上で問題点を指摘しておきたい。

まず岡田家が岡村内で取り結んだ地主小作関係について。佐々木氏は、嘉永期における小作人の主体は二石以上層と無高層であり、無高層は小作だけでは経営を成り立たせることができず、糸稼ぎなどを行う「半プロ」であるとす。そして慶応四年には無高小作人の人数が増加しており、また小作人一人あたりの平均小作規模も増

大していることから、下層農民ほど地主小作関係への依存度が大きくなっており、地主と「半プロ」の関係はますます強まり、矛盾関係はますます深化すると指摘する。

また地主岡田家の経営論理について、①米納年貢諸掛を経営の収支計算に含めておらず、封建領有の圧迫を感じさせない仕組みになっていたこと、②手作地に対して「宛口（年貢＋小作料）」を用いた机上の収支計算を行っており、そこには「生産者の論理」ではなく、土地Ⅱ年貢・小作料を実現するものと捉える「利貸の論理」が貫徹していること、③「生産者の論理」ではなく「利貸の論理」が貫徹された帳簿が、安政年間から作成され始めたこと、④手作経営を見ると、金肥を用い、多くの奉公人を使役し、商業的農業を営み、利潤を実現しており、まさしく「撰津型経営」であること、⑤手作の収支計算では「宛口」を支出として計算し、手作経営のみの経営状況を把握しようとする「投資と損益の論理」が見られること、などを指摘する。そして④⑤はこの経営の新しさを示すものだが、一方で①③のような「利貸の論理」が貫かれており、単純に先進的・近代的とは評価できないと主張する。そして岡田家を、地主経営を主軸に撰津型手作経営を営み、金融活動によって生産に吸着する「豪農」の典型であると位置づける。

以上のような佐々木氏の見解には、以下の問題点があると考ええる。一点目に、安政年間を境に「利貸の論理」が貫徹されはじめることの根拠として、佐々木氏は、地主経営帳簿が地並形式から名寄形式へ変化することを指摘しているが、実際は天明年間に既に名寄形式の帳簿が整備されていることが明らかになっており、これは全

面的に再検討される必要がある。

二点目に、岡村の先行研究においては、幕末期に小作を行わず農業から離脱した「脱農層」(津田秀夫氏いわくの「原生プロレタリア」範疇^四)の存在が指摘されてきたが、佐々木氏はこれに全く触れずに、小作人の主体を「半プロ」と位置づけている点。畿内村落史研究では、畿内富農論と関わって、無高層と村落との関係が一つの争点となってきたのであり、先行研究で指摘されてきた「脱農層」について、その位置づけを明確にする必要がある。

三点目に、年貢の処理方法や「宛口」の意味などについて、その前提としてある土地制度との関連を無視し、単純に豪農の経営論理の問題として結論付けている点。一点目とも関わるが、経営論理の問題を説明するにも、まずその経営の前提となる、年貢納入・小作米納入などのシステムの説明が不可欠なはずであり、それを踏まえただで経営の質を論じていかなければならないはずである。

総じて佐々木氏の議論は、岡田家の経営自体の分析に基づいて立ち上げられているため、同家を取りまく環境については課題を残している。岡田家を村や地域の中で位置づけるにしても、同家の経営論理の問題を説明するにしても、まずこの課題を克服する必要があると考える。

以上を踏まえ本稿では、岡田家が居村岡村・隣村藤井寺村で取り結んだ地主小作関係について、年貢納入システムなど土地制度との関わりに注目しながら再検討を加えていくことにしたい^五。

2 岡村と岡田家の概要

分析に入る前に、幕末期における岡村と岡田家の概要について説明しておく。

河内国丹南郡岡村は現在の大阪府藤井寺市にあり、いわゆる綿作地帯に位置している。村高は天保期に七三九石。田が約四〇町、畑が約一九町と田勝ちである。村内に、現在仲哀天皇陵とされている陵墓があり、近世期には野として利用されていた。領主支配は、寛政一一年から天保一一年まで高槻藩預地、天保一一年以降は幕府領となつている。家数は二〇〇軒前後である。【表一】に示した幕末期の階層分布をみると、安政期には無高が一〇〇軒以上も存在している。群を抜いた持高を誇っている一家が岡田家である。

岡村には三つの集落が存在する。岡田家が居住している最大の集落「南岡」、その北に道続きになつている「新町」、これら二つの集落とは離れた場所に存在する「北岡」である(後掲【図一】を参照)。各集落の家数は、弘化三年の史料によれば、南岡一〇四軒、新町六一軒、北岡一七軒となつている^六。

またこれは次節で詳述するが、岡村には二つの株が存在した。畿内村落における株については、橋本玲子氏^七、藪田貫氏^八などによる研究があり、藪田氏は株のあり方を元に畿内村落の類型化を試みている^九。藪田氏の類型に沿えば、岡村は、領主による分郷を経験していないにも関わらず、株によって分割されている「株分け村落Ⅱ」に属すると言える^{一〇}。

次に岡田家の地主経営の概要について、佐々木氏の分析を元に見ておこう^二。村内外を含めた所持高について、安政五年に二七四石、

文久元年に三二九石という数値が判明し、最幕末に土地所持を増大させていったことが分かる。しかし地主経営の収支をみると、元治から明治二年の間に収入・支出とも額が減っており、相対的な危機状況にあった。そして明治九年以降、この危機を乗り越えた様子が見られ、明治一〇年代から地主的成長を見せ、同二〇年代以降急速な土地集積を行う。大正期には、田七四町、畑七四町を所持し、小作人三九八戸を抱える大地主へと成長している。このように岡田家は、明治中期に寄生地主化するという、畿内豪農の典型的な動向を見せる家である。

幕末期の土地所持状況について。岡村内の土地所持状況を示した【表二】を見よう。岡田伊左衛門家だけで九〇石程度を所持し、さらに次男の喜十郎家、親類の伊助家・伊十郎家を含めると一二〇石程度、村高の十五パーセント程度を所持している。この四家の所持地が全て、岡田家の地主経営帳簿において処理されている。次に村内外の土地所持状況を示した【表三】を見ると、岡村以外に一四ヶ村の土地を所持しているが、岡村と藤井寺村に所持地が集中していることが分かる。岡村の土地こそ、当該期の岡田家地主経営の根幹なのである。では分析に入っていこう。

二 岡村の株と村請制

1 村運営機構

はじめに、幕末期における岡村の村運営機構について明らかにしておきたい。

まず、安政二年の年寄藤左衛門跡役に関する史料を見よう。次の史料は、休役となった北株年寄藤左衛門と同株小前惣代三名から、代官所に宛てられた文書の写しである。

【史料一】 三

差上申一札之事

岡村元年寄藤左衛門儀、村内故障之儀も有之、年寄役不帰依之趣を以て退役被仰附度段去寅八月中御訴訟申上候処、右申立之趣難被成御取用願書御下ケ御利解之趣承伏仕候得共、村内取治向勘弁之上、藤左衛門儀江一先休役被仰付候儀ニ御座候処、右跡役取極ニ付而者、私三名を以て彼是申立、又ハ役儀内望之ものも有之哉ニ而、何連ニも北株年寄役不取極候而者、同株小前治り方も不意趣ニ而被及御聴候処、今以右跡役之者相談之上ニ而取極兼候趣ニ付而ハ、北株并新町之儀ハ已前之通組訳庄屋相立候様いたし度旨申之、其段出願可致哉ニ而被及御聴、事実無拠儀ニ有之候共、彼是出願等致候儀相成候而ハ、不益之入用等相立、其上両株和熟取治方等ニ差響候儀可出来儀も難斗、且ハ近年兼帯庄屋ニ而相勤来候儀ニ付、先年寄藤左衛門節之通、同株ニ而年寄役相立候ハ、株訳等可致儀ニも有之間敷ニ付、御勘弁之上、藤左衛門跡年寄役之儀ハ、同人倅藤兵衛江被仰附候間、北株小前取扱方之儀ハ藤左衛門取扱来候通り相心得、伊左衛門申合、仕来之趣を以諸勘定明白ニ相立、実体ニ相勤候様可仕、右藤兵衛年寄役ニ付、南株ニ而不帰依之由申之不承知之ものも有之候ハ、其節之儀ハ兼帯御差止、前々之通両株ニ而夫々役儀可被仰附儀ニ付、私三名を差挾故障を差招候心得違之者も有之候ハ、得与申論取治方可仕候間、被仰越之趣

承知奉畏候、仍而御請印形差上申所如件

天保式年卯十一月十一日

北株の年寄藤左衛門が休役となり、跡役が決まらず、以前の通り「北株并新町」を組分けして庄屋を立てようとする動きも見られるという。近年は「兼帯庄屋」で勤めており、藤左衛門と同じように北株で年寄役を立てれば、株分けなどする必要もないという。この史料から、以前は「北株+新町」と「南株」に株分けがされており各々に庄屋がいたこと、近年は南株庄屋の岡田家が兼帯庄屋を勤めていくこと、各株に年寄役がいることが分かる。

庄屋と年寄の変遷について、毎年の人別帳の連印を整理した【表四】で確認しておきたい。庄屋は天保五年まで二名いる。岡田伊左衛門とともに勤めている弥二左衛門は北岡に居住している。年寄は毎年継続して勤める者が三名おり、居住地を調べると、南岡居住が二名、北岡居住が一名で、新町居住の者は見られない。彼らとは別に、文政三年から毎年交代する年寄が一名現われる。彼らの居住地は、判明する限り全員新町である。新町には庄屋はもちろん、文政三年以前には年寄も置かれていなかったのである。

次に天保二年に起きた村方騒動に関する二つの史料を見よう。

【史料二】一三

乍恐口上

河州丹南郡岡村

一 当村伊左衛門株百性共ヨリ夫代勘定取込出入奉願上、今日私共被為 御召出 始末御糺ニ付乍恐左ニ奉申上候
当村之儀ハ三方百性代立合勘定致候仕来ニ御座候、然ル処
(中略)

弥二左衛門株年寄 左右衛門
同 百性代 藤左衛門

高槻御役所

【史料三】一四

乍恐口上

河州丹南郡岡村

一 当村伊左衛門株百性共ヨリ夫代勘定取込出入奉願上、今日私共被為 御召 御糺ニ付左ニ奉申上候 (中略)
天保式年卯十一月

弥二左衛門株 新七
同 百性代 三左衛門
同断 嘉七

高槻御役所

両史料とも、差出人が異なるだけで、文面はほとんど同じである。岡村では「三方百性代」が立ち合って夫米勘定を行ってきたという。三方とは三集落のことであろう。連名を見ると、一通目が弥二左衛門株年寄の左右衛門と百性代一名である。左右衛門は新町居住である。二通目の新七には役職名の記載がないが、【表四】を見ると、当該期に年寄であったことが分かる。新七は北岡居住である。しかし左右衛門と同じく弥二左衛門株となっており、一通目とは別の百性代が二名連名している。弥二左衛門とは北岡の庄屋弥二左衛門のことであろう。また史料上には相手方として「伊左衛門株」が見える。この史料から、北岡と新町の年寄は共に弥二左衛門株＝北株であ

り、他方に伊左衛門株Ⅱ南株があつたこと、天保二年段階では三集落各々に年寄と百姓代が置かれ、夫米勘定に関わつていたことが判明する。

以上をまとめておく。文政三年以降には、三集落各々に年寄役が置かれ、そして遅くとも天保二年段階には、各集落に百姓代が数名置かれていた。しかし庄屋は南岡と北岡にのみ置かれ、「南株」「北株」を各々管轄しており、新町は「北株」の一部として位置づけられていた。そして天保五年以降は、南株庄屋の岡田家が一人で庄屋を勤めていた。

さて、このような村役人の変遷を踏まえた上で、岡田家文書における村方帳簿の現存状況を整理した【表五】を見てみよう。安政元年を除いて、岡田家文書には「北株分」と題された帳簿が含まれていないことが分かる。安政元年は前述の通り、北株の年寄が決まらなかつた年である。この年のみ「北株分」の帳簿が含まれているということは、例年は「北株分」の帳簿が北株の年寄によつて作成・管理されていたことを示していると言えよう。当該期の岡村では岡田家が唯一の庄屋であつたが、村運営の全てを担っているわけではなく、特に年貢諸掛勘定については、「北株分」は北株の年寄が担当し、岡田家は「南株分」のみを担当していたのである。

2 村請と株

次に、株が村入用勘定や年貢勘定に対してどのように機能していたのか明らかにしていきたい。便宜上、村入用の勘定から見えていく。次の史料は安政四年の「支配勘定帳 南株」の記載である。

【史料四】二五

(前略)

惣ノ 四貫式拾目七分九リ

内 高壱石九斗五升 今池新田ヨリ高余内

此米 壱石壱斗三升三リ

下作直段 此百拾八匁分壱リ

百七拾八匁分

南株八十 新株四十五 北株十二分

(中略)

引物ノ 五百拾八匁五分壱リ

内 (中略)

残而 五百拾六匁五分壱リ

全ク 三貫五百四匁分八リ

高七百三拾九石四升六合

内 壱石 山高引

壱石八斗五升四合 南北村持・宮持

五拾式石五斗 弁高

式拾石 役高

引高合 七拾五石三斗五升四合

残而 六百六拾三石六斗九升式合

此掛リ 高壱石二付五匁分八リ

割不足 壱リ

南高 三百五拾六石八斗一升八合

内 壹石貳斗三升六合 宮付分引

残而 三百五拾五石五斗八升貳合

五匁二分八厘

此懸り 壹^ノ八百七拾七匁四分七厘

又 七拾四匁貳分五 山番給

又 百四匁 株八十

又 六拾壹匁 歩行給 六斗壹升

^ノ貳^ノ百拾六匁七分貳厘

北高 三百二拾三石壹斗三升三合

又 五石五斗九升五合 今池

^ノ三百二拾八石七斗貳升八合

内 六斗一升八合 宮付引

残而 三百二拾八石壹斗壹升

此掛 壹^ノ七百三拾貳匁六分貳厘

(中略)

^ノ壹^ノ九百七拾六匁貳厘

入用の総額四〇二〇匁七九から引物五一六匁五一が引かれ、これを村高で除し、一石あたり五匁二八が算出される。次に南高三五六石八一八にこの五匁二八が乗され、そこに引物として引かれた「株」と「山番給」「歩行給」が加算されて、南高としての総負担額が算出される。北高三三三石一三三についても同様の処理がなされる。以上から、岡村の村高は南高と北高に区分されており、山野などに対

する権利はこの各高ごとに定まっていることが分かる。

岡田家文書に残る村方帳簿を見ると、「名寄帳」「奥印帳」などの土地帳簿が、全て南高・北高別々に作成され、それぞれ「南株分」「北株分」と題されている。南高・北高とは現実の土地の区分であり、土地片ごとにどちらの高に属するかが定まり、高ごとに別々に管理がなされていること、また南北の株と南北の高とが対応関係にあることが分かる。

ところで、岡田家文書には「南株分」＝南高の「名寄帳」しか含まれていないため、これだけでは南北高の分布を確定することが困難である。そこで南高の「名寄帳」と、岡田家の全所持地が土地片ごとに書上げられた「田畑畝高帳」という帳簿とを比較することで、南北高の分布を探ってみよう。照合不能な土地も多いのだが、可能な限り照合し作成したものが【図一】である。黒枠で囲った土地片が岡田家の所持地であり、そのうち網掛けをした土地片が、南高であると判明する所持地である。完全には照合できていないため、網掛けのない土地片が全て北高とは言い切れない。ただ南高の分布を見れば、明らかに地域的に偏りのあることが見てとれよう。この偏りについて、現在の地形図を用いて等高線を落としてみると、ほぼ二十五メートルの等高線を境にして、それより低い土地が北高、高い土地が南高となっていることが分かる。ここから南北高について、おそらく高度を基準に区分されているのではないかと推測される。さらに言えば、それは水利条件の差に由来するものではないかとも考えられるが、高の区分の由来については今後の課題としたい。ではこの両高を村人はどのように所持しているのか。「本田新田高

附帳」という帳簿がある。数年おきに作成されており、当該期では嘉永元年に「南株分」・「北株分」各々一冊づつ作成され、「南株分」は南高の所持高を、「北株分」は北高の所持高を、各々書き上げてある。このデータを整理した【表六】を見よう。南北両方の高を所持している者が少なからずいることが分かる。各家がどこに居住しどちらの株に属しているかは判明しないが、各家が所属する株と、所持している高とは完全には一致していないと言える。

以上の南北高のあり方を踏まえて、年貢勘定の過程を追ってみよう。まず年貢割付状を見ると、ここには岡村全体としての賦課量が記されているのみで、南北高の区分は全く記されていない。米納と銀納の比率を嘉永七年の例で見ると、取米四四〇石九斗九合のうち、米納分が三一〇石一斗六升八合二タとなっており、取米の約七割が米納となっている。次に「御年貢小前勘定帳」を見ると、岡田家文書には「南株分」と題されたもののみ現存しており、ここでは南高分の勘定がされている。各村人に対し、南高分のみの所持高が掲げられ、免が乗されて取米が算出されている。割付状によって賦課された村全体の年貢について、村内で南北高それぞれに分けた上で、各村人に賦課しているのである。「北株分」の帳簿は、恐らくは北株年寄によって作成されたのであろう。また嘉永七年の場合には、各村人の取米に対し丁度七割が「米方」、残りの三割が「銀方」となっており、割付状の比率がそのまま利用されていることも分かる。最後に翌年春に出される皆済目録を見ると、ここでは再び岡村全体として記されるのみで、南北高の区分は全く反映されていない。

以上から南北高の区分について、領主との関係においては全く反

映されておらず、あくまで村内での処理にのみ用いられていることが分かる。しかし村内においては、南北高各々の「名寄帳」が作成され、各々の「奥印帳」によって土地が管理され、各高ごとにその所持状況が完全に把握された上で、各高ごとに年貢諸掛・村入用などが算出されているのである。

◎小括

本節で判明した点から、南北株の性格を整理しておきたい。

南株は南岡の集落、北株は北岡と新町の集落に居住する者によって、それぞれ構成されている。岡村の土地は南高と北高とに区分されており、土地片ごとにどちらの高に属するか定まっていた。そして南北の株は、南北の高をそれぞれの土地帳簿で管理し、所持状況を把握し、株ごとに各高ごとの年貢諸掛や村入用が算出された。しかし領主に対する文書においては、南北の区分は全く反映されていなかった。

村運営上では、南岡・北岡にそれぞれ庄屋が置かれ、各株を管轄していた。岡村には三集落があったが、このうち新町は元々北岡の管理下に置かれており、文政以降には年寄・百姓代が置かれるようになったが、独自の庄屋を立てることはなく、北株の一部として位置づけられていた。天保以降の庄屋は、南岡の岡田家一人による兼帯となった。しかし以後も北株による北高の土地管理や年貢諸掛勘定などは、基本的に北株の年寄によって担われていた。

以上から、南株・北株それぞれが独自の構成員を集落単位で持ち、独自の領域の土地を管理し、山野への権利も独自に定めるとい

両株の強固な自律性が明らかになる。この自律性は、領主による公認がなく、また庄屋も兼帯庄屋になつてゐるにも関わらず、嘉永七年時点でも非常に強固に發揮されている。このように南北株それぞれは、まさしく土地所有を基盤とした一つの共同体として存在しているのである一六。

三 岡田家の地主小作関係

1 地主小作関係と小作人

では、岡田家の地主小作関係を分析していこう。【表七】は嘉永五年から明治七年における岡村・藤井寺村の岡田家小作人の変遷を整理したものである。まずこの表から、岡田家の地主小作関係の性格を読み取ってみよう。小作人の中には十年以上も小作を続ける安定した小作人が見られる一方で、単発的に小作を行う者も多く見られる。後者の中には、一度小作を辞めた後に再び小作として復帰する者も見られる。集計した数値を見ると、岡村内の小作人総数はほぼ変わっていない。しかし毎年五人から十人程度の新陳代謝を繰り返している。

小作を一度辞めた後、再び復帰する例について、小作地の連続不連続を示したものが【表八】である。南岡と新町の小作人について、復帰する場合、以前とは異なる小作地を引き受けていることが分かる。彼らについては小作地との関係が希薄であると言えよう。

次に、岡田家の岡村・藤井寺村における所持地について、字別に小作人を整理した【表九】を見てほしい。藤井寺村の所持地を見る

と、岡村の小作人による小作や岡田家の手作が広汎に行われており、その他の村の小作人も見られる。岡村の所持地を見ると、藤井寺村の小作人による小作が僅かではあるが行われており、また小山村の小作人による小作も行われていることが分かる。前節で見た南株(南岡)と北株(北岡・新町)の差に注目してみても、大まかな分布の差は見られるものの、明確な区分は見出せない。むしろ【表八】にも現われている通り、南岡と新町の小作人の間で小作地が移動している例が多々ある。小作人と小作地の関係を見る限りでは、村や株の区分による規定性はあまり見られず、むしろそういった枠に囚われずに地主小作関係が展開しているように見える。

次に小作人の性格を見てみよう。前述した通り、岡村についての従来の研究では、村内の小前の中に、農業から完全に離脱した「脱農層」が存在していると指摘されている。はじめてこの点を指摘した津田秀夫氏は、明治四年の戸籍を分析し、職業欄に「農業」と記されない者が多くいることを根拠に、「農業経営には還流されることのない、まさに原生プロレタリアートともいうべき賃稼層」一七の存在を指摘した。次いで菅野則子氏は、慶応三年の小作規定における小作人の連名に、村内の無高の半数程度しか連名していないことを根拠に、同様の存在を指摘した一八。さらに渡辺尚志氏は、慶応元年の用水規定における連印に、無高一二一名中七〇名程度しか連名していないことを根拠に、やはり同様の存在を指摘している一九。

そこで、津田氏・菅野氏・渡辺氏がそれぞれ根拠とした戸籍・規定について再検討してみよう。【表十】は【表七】に戸籍の職業欄、および二つの規定の連印者を重ねたものである。小作人は岡田家の

ものだけであり不十分ではあるが、次のことが指摘できよう。すなわち、両規定に連印していない無高、戸籍に農業との記載のない無高について、その後小作として復帰する例が多く見られる点である。つまり両規定に連印していない無高、戸籍の職業欄に農業との記載のない無高とは、単にその年に小作を行っていないだけであり、小作として復帰する可能性を持っているのである。よって彼らを「脱農層」と括することはできないと考える。

岡田家の小作人には、安定した小作人もいる一方、単発的で小作地との関係も希薄な小作人も多くいた。岡村の無高の多くは、後者のような地主小作関係を結びつつ、余業と小作を組み合わせた経営形態を採っていたのではないか。岡村の無高については、小作層と脱農業層を区別することは適当ではなく、余業と小作が密接不可分な層として一括りに捉えるべきであろう。そして岡田家の地主経営にとつてはこのような無高層が小作人として重要であり、それゆえ彼らの経営形態に規定された地主小作関係になっていたと考えられるのである。

2 岡村の年貢納入システム

地主小作関係の性格をさらに実態的に明らかにするため、次に、地主小作関係と密接に関わるであろう年貢納入システムについて、前節で明らかにした株のあり方を踏まえて分析を加えていきたい。

前述の通り嘉永七年には、各村人には五斗刻みで年貢米を納入し、「米方」として割られていた。各村人は五斗刻みで年貢米を納入し、「米方」との過不足は銀換算され「銀方」と合わせて銀で徴収された。

五斗刻みの年貢米は村の郷蔵に納入され、それが「庭帳」に記録された。「庭帳」も「南株分」「北株分」別々に作成されており、岡田家文書には「北株分」はほとんど含まれていない。納める郷蔵について、弘化四年の村明細帳によれば、二ヶ所あり共に「庄屋敷内二而御年貢地」となっている。当時庄屋は岡田家一家のみであるが、「北株分」の勘定が北岡の年寄によって担われていることから考えて、一つは北岡の元庄屋弥二左衛門の元屋敷地内にあるものと考えられる。以下では、南高分の年貢米を納入する蔵を南蔵、北高分のそれを北蔵と仮に呼ぶことにする。

さて、前述のように岡村では、南北高それぞれ別々に年貢が算出される。では、両高をどちらも所持している村人は、年貢米をどのようにして蔵に納入するのか。以下、両株分の帳簿が揃う嘉永七年を事例に、「庭帳」を分析することでこれを明らかにしていきたい。はじめに「庭帳」の記載形式について説明しておく。次に掲げるのは、嘉永七年「寅庭帳 南株」の記載例である。

【史料五】二

一、壹石五斗	常七
五斗	伊左衛門分
五斗	浅右衛門分
五斗	万助分
一、貳石五斗	太右衛門
貳石	伊左衛門分
五斗	名前

一、式石 嘉右衛門

五斗 北ふり

壺石五斗 名前

便宜上二番目の太右衛門から。太右衛門は南蔵に二石五斗の年貢米を納入している。同年の「小前勘定帳」を見ると、太右衛門は自分の所持する南高の土地に対し、「五斗米納」と記載されており、「名前」と記された五斗がそれに当たることが分かる。そして「伊左衛門分」と記された二石は、この年太右衛門が岡田伊左衛門の小作を請負い、伊左衛門分の年貢米のうち二石を替わりに納入したことを示している。つまり太右衛門は、自分の年貢米と小作を請負った岡田家の年貢米を合わせ、合計二石五斗を南蔵に納入しているのである。

一番目の常七も同様に、伊左衛門分・浅右衛門分・万助分の年貢米を納入している。小作人は複数の地主の年貢米を一括して納入しているのである。また常七自身は無高であるが、高持との間に記載の差はない。

三番目の嘉右衛門は、南蔵に二石を納入している。一石五斗は嘉右衛門の南高所持地に対する米納分である。「北ふり」と記された五斗について、同年の「御年貢米銀取附帳 北株」二三という帳簿を見ると、嘉右衛門の北高所持分に対する米納分であることが分かる。つまり嘉右衛門は、自分の所持する南高分と北高分の年貢米計二石を合わせて南蔵に納入し、帳簿上で決済しているのである。なお「北株分」の「庭帳」には嘉右衛門の記載は見られない。

このように「庭帳」には納入量の内訳として、「名前」「ふり」「分」のいずれかが記されている。これを地主の側から見ると、自身で納入した「名前」「ふり」と、小作人が納めた「分」との合計が、最終的に納入したこととなる年貢米量となる。「小前勘定帳」や「御年貢米銀取附帳」に記された米納量と、「名前」「ふり」・小作が納めた「分」の合計とが一致するはずである^{三三}。

「庭帳」の記載の意味を理解した上で、両高を共に所持している者について、「名前」・「ふり」・小作が納めた「分」の各々の量を整理した【表十一】を見てほしい。各記載者について、「名前」と「ふり」は南北どちらかの「庭帳」にしか記載がない。つまり土地所持者が自身で納入する蔵は、南北どちらかに定まっているのである。互いの蔵には直接米を納入することはせず、「ふり」を行うか、または小作人に納入してもらっている。

では小作人はどの蔵に地主分の年貢米を納入しているのか。「庭帳」の記載では、関連する史料がないために、同名の者を処理できず、小作人と蔵との関係を正確に読み取ることができない。そこで岡田家の小作人に限って、地主岡田家分の年貢米の納入先を見てみよう。岡田家の小作人については、岡田家の地主経営帳簿である「下作宛口帳」を用いることで、同名の者も区別でき、さらに小作人が居住している集落までも明らかにする。これを整理したものが【表十二】である。これを見ると、居住する集落によって、納入する蔵が明確に定まっていることが分かる。すなわち、南蔵に納入するのは南岡の集落に居住する者であり、北蔵に納入するのは新町・北岡と小山村に居住するものである。小山村の者がなぜ北蔵に納入して

いるのかは不明である。しかしここから、納入する蔵がその家の所属する株によって定まれていることが明らかになる。また、彼らの中には無高の者も多く含まれているが、高持との間に差は見られない。たとえ無高であっても、その集落に居住する以上、小作地を引き受ける際には株の一員として蔵との関係を有するのである。

以上、所持地の年貢を納入する者も、地主分の年貢を納入する小作人も同様に、年貢米を納入する蔵が、その家の所属する株によって定まっていること、年貢米納入の面では無高と高持との差が見られないこと、両高を所持する者は互いの蔵に直接米を納入することはできず、「ふり」によって納入するか、納入しうる小作人に納入させていることが明らかになった。

一方銀納分についてはこのような納入先の限定は見られない。両高を所持する者は、両株それぞれに「銀方」と「米方」不足分を直接納入している。地主もこれら銀納分は自身で各株に納めている。一方小作人は、年貢米を納めた残りを、米と銀とで地主に直接納めている。前述の通り年貢諸掛・村入用とも各株ごとに算出されている訳だが、そのうち銀納分は土地所持者と各株との間で処理されており、米納分だけが各株の蔵を介した納入になっているのである。

米納分における蔵と株の関係をさらに明らかにするため、「ふり」についてももう少し見ていこう。次の史料は、年代は不明であるが、「ふり」に際して作成されたものである。

【史料六】二四

覚

一、 壱石 三右衛門

(中略)

〆拾七石二ふり

右者北ヨリ南へ振米ニ御座候間、小前帳へ御加へ可被下候、以上

辰十一月廿五日

北高田

岡田御氏

差出の「北高田」は北岡年寄の高田藤左衛門と考えられる。北株の年貢勘定を行う高田家から、南株の年貢勘定を行う岡田家に対して出された史料である。この史料から以下の二点が指摘できる。一点目に「ふり」が株と株の間で行われている点である。史料に即して言えば、北株の三右衛門は、南高所持地に対し南株から年貢を課されているが、それに対する米納入は北蔵に行い、北株年寄がこれらまとめた上で南株に通達するのであり、三右衛門が南株に直接伝える訳ではないのである。北株は三右衛門が納入した年貢米総量を把握した上で、南株へ「ふり」を行っているのである。

二点目に、南株の帳簿に「ふり」の記録を加えるよう、北株からこの文書で指示されている点である。「ふり」が帳簿上の処理であることが分かるが、さらにこれを手がかりに各株における年貢米処理の手順を復元することができる。

史料の残る嘉永七年を例に復元しよう。同年「小前勘定帳 南株」を見ると、北株の者からの「ふり」が全く記載されておらず、全て銀納分として計算されている三五。では「ふり」がなかったのかと言えはそうではなく、同年「庭帳」からは多くの「ふり」が確認でき

る。このことはつまり、北株の者が南株にどれだけの米を「ふる」のか、「小前勘定帳」が作成された時点では南株で把握されていなかったことを示している。年貢米処理の手順としては、十一月に各蔵への年貢米納入が行われ、その際に各株で「庭帳」が作成される。

「庭帳」をもとに、小作人が納めた地主分の年貢米を集計し、各株ごとに「小前勘定帳」が作成される。その上で十一月末に【史料六】を取交すことで、互いの株に「ふり」を通達し、改めて各人の「米方」の残りと、株ごとの「米方」の過不足が算出されたと考えられるのである。

「小前勘定帳」の巻末の集計記事に、このような年貢米処理の手順が反映されているので見ておきたい。

【史料七】二六

(前略)

取米合 貳百貳拾八石貳斗六升五合

内 米方 百五拾九石七斗八升五合五勺

百三拾貳石 納高

内 拾石 北へふり米

残而 百貳拾貳石

又 拾四石 北より南へふり米

百三拾六石

引残而 貳拾三石七斗八升五合五勺 不足

内 貳石 北より跡ふり入

五斗 伝右衛門跡納

南高の取米に対し、丁度七割が「米方」となっており、領主による

割付の比率がそのまま用いられていることが分かる。その「米方」に対し、南株の者による年貢米総納入量の一三二石が把握された後、南北互いの「ふり」が計算され、改めて南高分における「米方」の残りが算出される。

取米の七割の「米方」について、各村人は一定量を米で納入し、残りは銀納している。「米方」に対する米納の比率はまちまちであり、全てを銀納している村人もおり、比率に規則性は見出せない。多くの村人が「米方」の一部を銀納しているため、嘉永七年の場合では約二四石の不足が出ている。しかし同年の皆済目録によれば、最終的に「米方」は全て米で納入されており、不足分の米もどこかで調達されていることが分かる。調達の手段として、【史料七】には「跡ふり」「跡納」が見られる。「跡ふり」については次の史料がある。年代は不明であるが、人名から幕末期のものと推定される。

【史料八】二七

覚

一、老俵 六左衛門ヨリ茂右衛門入

一、老俵 竹次

右者只今本人ヨリ申越候間、跡ふり仕候、以上

十二月三日

北株

南株へ

「跡ふり」は「本人より申越候間」とあり、本人の意思による納入と思われる。北株の者が十二月になって、さらに南株へ米を納入する。納入結果は銀納分と相殺されるのであろう。十一月末に一旦各

株ごとに納入米総量が集計された後に、本人の判断で追加納入がされる。「跡納」もおそらくは同株内における同様の追加納入と考えられる。これらにより各株の「米方」の不足が補填されるのである。

このように、「米方」不足分がある相場場で銀納させ、「米方」過分をその相場で「銀方」と相殺することで、各株は相場変動に伴う損得を蒙ることなく定量の米を納入し得たものと考えられる。

また注目すべきは、本人の判断による追加納入というこの段に及んでもなお、北株の者による南株への納入は、株と株の間でのみ行われている点である。年貢米納入は常に自分の属する株を介してしか行い得ないのである。これまで見てきた点もふまえ、各株が自株の者による年貢米納入に強い関心を寄せ、全納入量を完全に把握しようとして試みていることが明らかである。銀納分が各株への直接納入であることと非常に対照的である。なにゆえそのような把握が必要なのか。これについて実証的な解答はできないが、以下推測的な見解を述べておきたい。

取米の七割米納は、綿作地帯である岡村にとっては、特に綿作最盛期においては重いものはなかったか。そして年貢米買納が領主の許可を必要とし、また村にとつても望まれないものであったことは、先学が明らかにした通りである^二。それゆえ、各株にとつて米納分の確保が重要な課題となり、そこに大きな関心を寄せざるを得なかったのではないか。そしてこの課題を克服するため各株は、自株の者には自株の蔵にしか年貢米を納入させないことで、自株の者による年貢米納入を把握し、他株や他村への無限定な年貢米の流出を防いだのではないかと考えられるのである。もしそうであるなら、こ

のような年貢米納入システムは、綿作最盛期の文化文政期にこそ重要な意味をもったはずであり、この時期の分析が必要不可欠である。しかし本稿では分析対象を広げることができなかった。今後の課題としたい。

以上をまとめておく。岡村では高持も無高も共に、所属する株によつて年貢米を納入する蔵が定まっており、互いの蔵に直接納入することはなかった。各株は、株構成員の年貢米納入量を全て把握しており、株を介さずに他株の蔵へ年貢米を納入することはできなかった。そのような制限の背景として、株ごとによる年貢米の確保があつたのではないかと考えられた。背景については推測も多分に含まれているが、いずれにせよ、年貢米納入の面における、株と株構成員との強固な関係が明らかになった。

3 地主小作関係と株

さて、問題となるのは、このような年貢納入システムを前提として、岡田家が岡村内でどのような地主小作関係を展開させていたかという点である。そこで、岡田家の地主経営の基本帳簿である「下作宛口帳」の性格を検討してみよう。次に掲げるのは嘉永七年同帳における小作人儀兵衛についての記載である。

【史料九】二九

儀兵衛

二 まぶ分

一、 壱石六斗

綿

右、 壱石六斗 定免

代、百廿匁四分

廿六廿七 みのん上下

一、壹石七斗五升

田

右、壹石四斗五升 定免

五斗 蔵入

壹石 内斗

田方過 五升

代、四匁三分

百拾六匁七分

(後略)

小作人儀兵衛は二筆の小作を請負い、一筆は田作、一筆は綿作した。そして五斗を蔵入 \parallel 年貢米として郷蔵へ、壹石を内斗 \parallel 小作米として岡田家に納入した。田作の宛口一石四斗五升から、納入した一石五斗を引き、過分五升と綿作分の宛口が合算されて、儀兵衛の銀納分が確定した。年貢米以外の小作米と銀納分は、株を介さずに小作人から岡田家に直接納入されている。このように小作地については、田作か綿作かが一筆ごとに把握され、田作宛口から年貢米・小作米納入量が引かれ、過不足分を銀換算し、綿作分と合算して銀納分が算出されたのである。

岡田家の所持地に対して賦課された年貢について、岡田家は、小作人が納入した岡田家分年貢米の残り「銀方」とを合わせて各株に銀納している。岡田家自身は年貢米を納入しておらず、年貢米納

入は小作人によって実現されている。つまり岡田家の地主小作関係は、年貢米納入における株と株構成員との関係を前提に、それに抵触しない形で展開しているのである。そして小作人は、地主分の年貢米納入の局面では、無高・高持の区別なく株構成員として位置付けており、株の枠を介して地主と関係しているのである。

このような地主小作関係ゆえ、岡田家は、小作人から小作米として獲得した米と、手作地から収穫した米とを、全て獲得することになる。年貢米納入による支出がなく、米の獲得量の多い経営構造になっている。しかしこれは綿作が衰退し、多くの田で米作がされるようになった幕末期の状況である点に注意したい。「下作宛口帳」の記載から分かる通り、小作地において綿作が行われれば、宛口は全て銀納となる。そのため、綿作最盛期においては、田作小作地の宛口は大部分が年貢米納入に当てられ、綿作小作地からの銀収入が地主経営の収入の根幹になっていたはずである。それが綿作の衰退により、田作される小作地が増え、同じシステムが今度は米収入を多く生み出すことになったのである。

最後に、「下作宛口帳」の記載から、最幕末にかけていくつかの変化が見出せるので指摘しておきたい。一点目に、綿作小作地の明らか減少であり、田作小作地が圧倒的になっている。二点目に、北岡からの内斗 \parallel 小作米納入の発生である。【表十二】を見ると、嘉永七年には北岡居住の小作人からは内斗 \parallel 小作米納入が見られない。これは同年のみの現象ではなく当該期に一貫している。北岡の者は、年貢米納入の残りは全て銀納してきたのである。ところが安政期を境に、以後継続的に北岡からの内斗 \parallel 小作米納入が見られるように

なる。変化の背景については、綿作の衰退という以上に述べることができないが、これにより岡田家の米収入がさらに増大することになった。

三点目に同帳の記載形式の変化である。文久年間を境にして、これまで、田作宛口から蔵入・内斗を引いた上で綿作宛口と合算していたものが、これ以後、田作・綿作の別なく宛口の合計が算出され、そこから蔵入・内斗が引かれるようになっていく。予め行われていた綿作宛口の合計とその銀換算が、以後されなくなっているのである。これまで岡田家にとって、年貢米納入と内斗II小作米納入が実現されるのは田作小作地のみであり、綿作小作地はその計算から除外されていた。文久期以降そのような予めの除外がされなくなる。そのような除外が地主にとって必要なくなった、必要ない程度にまで綿作小作地が減少したことの現われではないかと考えられる。

これらの変化は全て、綿作の衰退に伴うものであり、それは結果として、地主岡田家の米収入を増大させるものであった。地主岡田家の依拠するシステムは同一だが、綿作の衰退により、それ以前とは異なる結果を生み出すようになっていったのである。

以上、岡田家が、前項で明らかにした株と株構成員との関係を前提に、それに依拠する形で地主小作関係を展開していたことを明らかにした。佐々木氏は、はじめに整理した通り、米納年貢諸掛が岡田家の経営収支計算に含まれていない点を指摘し、封建領有の圧迫を感じさせない仕組みになっており、岡田家の経営に「利貸の論理」が貫かれていることの証左であると主張している。しかしそれは、株構成員たる小作人が、地主分の年貢米を自株の蔵に納入するとい

う岡村の年貢米納入システムゆえのことである。岡田家が自身で年貢米を納入していないことは事実であるが、年貢米の確保を望む株の意思もあり、経営論理の問題として単純に論じることができないと考える。

4 藤井寺村の地主小作関係

さて、前掲した【表十二】を再び見ると、藤井寺村の小作人についても、岡村の南北株と同様の状況を見出すことができる。以下少し藤井寺村における地主小作関係についても見ておこう。

藤井寺村の蔵に年貢米を納入しているのは、表で見る限り藤井寺村の小作人だけであり、納入量の合計は三三石五斗となっている。岡田家自身による納入の有無が問題であるが、同年の藤井寺村の年貢率が判明しない。ただ、『藤井寺市史』によれば同村は文政十三年より定免制をとっており、また文久元年の例では高の四五パーセントが定免、そのうち三分一と十分一が銀納され、残りの五六パーセントが米納であるという^{三〇}。嘉永六年時点での岡田家の藤井寺村における持高は八三石七斗四升九合なので、試みにその比率を乗じてみると二一石一斗となり、納入量三三石五斗を遥かに下回る^{三一}。残りの銀納分と合わせてどのような処理がなされたか不明であるが、この試算結果から見て、岡田家所持地に対する年貢米納分は藤井寺小作人によって全て納入されており、岡田家自身が納入することはなかったと考えてよいだろう。つまり藤井寺村の蔵に藤井寺村分の年貢米を納入しているのは、藤井寺村の小作人だけなのである。

また【表十二】を見ると、藤井寺村の小作人のうち内斗II小作米

を岡田家に納入している者は二名だけである。この二名は岡村の土地を小作している者である。岡村の土地を小作した者のみが岡田家に小作米を納入し、それ以外の、藤井寺村の土地のみを小作している者は、年貢米の残りを全て銀納している。ここにもやはり、藤井寺村による年貢米確保が現われていると言えないだろうか。そして、藤井寺村でも岡村と同じく綿作が衰退しているはずであるが、藤井寺村の小作地は、岡田家に銀収入のみをもたらしており、その点で変化がない。この点岡村とは異なっている。岡田家の地主経営が、完全に米収入中心に移った訳ではない点に注意しておく必要がある。

藤井寺村の岡田家所持地では、岡村の者も多く小作を行っている。しかし彼らが藤井寺村の蔵に年貢米を納入することはない。藤井寺村の土地を小作しようとも、彼らは岡村の南北株の構成員として、所属する株の蔵に、株分の年貢米を納入する。年貢米納入の面においては、土地と村・株の関係よりも、耕作者と村・株の関係が優越しているのである。この点、村・株ごとの年貢米確保という視点から言えば、岡村の小作人が多くなればそれだけ藤井寺村の年貢米確保は困難になる訳であり、そこには藤井寺村による一定度の小作地の確保があつたはずである。しかし本稿の考察ではその点を実証的に明らかにすることができなかった。今後の課題としたい。

前述したように小作人と小作地の関係だけを見ると、岡村と藤井寺村との間では出入作が広汎に行われており、村の枠による規定性があまり見出せなかった。しかしその内実は、年貢米納入の面において藤井寺村と村人との関係、岡村の各株と株構成員との関係が貫

かれていた。そして岡田家は、岡村内と同じく、それを前提にする形で地主小作関係を結んでいたのである。

◎小括

以上の考察から明らかになるのは、株・村とその構成員との年貢米納入における強固な関係と、それを前提にして展開する岡田家の地主小作関係である。岡村内南北株は、株分の年貢米確保のため、株構成員の年貢米納入を自株の蔵に限定し、彼らの納入量を全て把握していた。このような株と株構成員との関係は、小作を引き受ける際に、無高・高持の区別なく発生していた。そして、地主岡田家はこのような関係を前提に、これに抵触しない形で地主小作関係を形成していたのである。このような関係は藤井寺村の小作人との間でも同様に形成されていた。また岡村の無高には、小作層と区別された「脱農層」の存在を想定することはできず、多かれ少なかれ小作に依存した経営形態を採っていた。そして小作に従事する以上、株との関係の中に必然的に位置づけられたのである。

このように、地主岡田家と小作人との関係は直接的なものではなく、株や村がその間を介していた。年貢米納入をめぐる構築された株・村と村人との関係により、地主小作関係のあり様が規定されていたのである。

おわりに

岡村には二つの株が存在し、それぞれ土地所有を基盤とした一つ

の共同体として存在していた。株は集落に居住する者によって構成されており、無高であっても集落に居住する限りは株の構成員として位置付けられていた^{三三}。各株は年貢米を確保するため、株構成員の年貢米納入先を自株の蔵に限定し、株構成員の全年貢米納入量を把握した。小作人は地主分の年貢米を自株の蔵に一括して納入する。地主岡田家は、小作人に各々の蔵へ年貢米を納入させ、残りを銀納した。岡田家所持地の年貢米納入は小作人によって、株との関係の中で実現されていたのであり、地主小作関係は、株・村と小作人との関係を前提に、それに依拠する形で展開していたのである。

さて、佐々木氏は岡田家を「豪農の典型」と位置づけた上で、次のように述べている^{三四}。豪農は、人々の基本的な再生産に不可欠の経済的関係を基礎においた地縁的区域たる「地域」を形成する方向をたどった。そして「小作関係においてはいうまでもないが、金融においては、村内外の村人たちは、直接・間接に岡田家の金融関係にはいりこみ、その生存条件を獲得していった」という。金融関係については本稿では触れていないが、小作関係についてだけ見ても、本稿で得られたイメージと大分異なっている。岡田家と地主小作関係をとり結んだ小作人達は、例え無高であっても、株や村との関係の中に位置付けられているのであり、株や村を介する形で、岡田家との関係が展開しているのである。地主小作関係の間に抜き難く存在し、関係を規定付ける株や村のあり方が、幕末期における「豪農」の経営に大きく影響していたのである。

明治七年、地租改正により、米納年貢は全て廃止される。小作料は地租分も含めて一括して地主の元に納入され、地主がまとめて地

租を納入するようになる。年貢米納入をめぐる構築された株・村と村人との関係は、ここで大きく変容し、弛緩したことは想像に難くない。地主小作関係も、これまで明らかにしてきた、株・村と村人との関係を前提としたものから、大きく変容を遂げるはずである。この段になりはじめて、豪農と地域との関係が佐々木氏の描いた構図に近いものとなるのではないだろうか。こうして明治中期の寄生地主化に繋がっていくものと予想されるが、その詳細については今後の課題としたい。

一 居村から離れた他村での地主小作関係については、本報告書天野論文を参照。

二 佐々木潤之介「幕末期河内の豪農」(同『幕末社会の展開』岩波書店、一九九三年)

三 本報告書小酒井論文を参照

四 津田秀夫「幕末・維新期の農村構造」(『日本歴史』二九〇、一九七二年、同『幕末社会の研究』柏書房一九七七年に所収)

五 用いる史料は全て『岡村岡田家文書』(一橋大学附属図書館所蔵)である。

六 弘化三年「拘犬勘定帳」(岡A「K七―一―八」)

七 橋本玲子「近世村落の成立」(古島敏雄編『日本経済史体系三 近世』東京大学出版会、一九六五年)

八 藪田貫「近世村落の諸類型と村方騒動の展開」(『日本史研究』一一八、一九七二年)、同「畿内における幕藩制支配と村落の諸特質」(『歴史学研究』一九七四年度大会別冊特集号、一九七四年)

九 藪田貫「近世村落の諸類型と村方騒動の展開」(前掲)

一〇 藪田氏は前掲論文で、領主による分郷を経験した後に領主支配が一元化された「株分け村落Ⅰ」の株について、「小農の土地所有分割を基礎とする小『共同体』と言ふべきもので、各株間に堅固な自立性を保持している」と指摘し、対して「株分け村落Ⅱ」の株は「小『共同体』として株内百姓の土地所有を基礎に近世前期に確定されたものではなく、村落共同体の上部機構である村落支配機構の分割として発生」したものであり、「株の自立性は村落支配機構を内実と」とすると指摘する。(いずれの引用も、同「近世村落の諸類型と村方騒動の展開」(前掲)に拠った) しかし「株分け村落Ⅱ」に分類される岡村を見る限りでは、このような指摘は必ずしも当たっていないように思う。

一一 以下は佐々木氏前掲論文の分析に拠った。

一二 安政二年「村方書附留」(「岡A」A三一―一)

一三 天保二年「岡村村方一件書付写」(「岡A」E十五―一)

一四 天保二年「岡村村方一件書付写」(「岡A」E十五―一)

一五 安政四年「支配勘定帳(南株)」(「岡A」A五―四二)

一六 ただしもちろん両株は完全な共同体ではない。最大の問題は、岡村の鎮守が一つしかなく、祭礼などを両株一緒に行っている点である。ここから、両株を共同体とすることに批判もあるが、村落共同体の本質を土地所有と考える渡辺尚志氏の議論を踏まえ、敢えて一つの共同体と呼んでおくことにする。(渡辺尚志「近世村落共同体をどう捉えるか」・「近世村落の身分階層構造」(補注1))

(共に同『近世村落の特質と展開』校倉書房一九九八年、所収)

一七 津田秀夫前掲書、四一頁

一八 菅野則子「封建制解体期畿内農村の構造」(北島正元編『幕藩制国家解体過程の研究』吉川弘文館、一九七八年、同『村と改革』三省堂一九九二年、に所収)

一九 渡辺尚志「近世地域社会の關係構造と段階的特質」(『一橋大学研究年報 社会学研究』三九、二〇〇一年)

二〇 弘化四年「河州丹南郡岡村明細帳之写」(D四―七)

二一 「寅庭帳(南株)」(「岡A」C四―四八)

二二 「御年貢米銀取附帳 但皆濟帳共(北株)」(「岡A」C二―二六―三)

二三 実際には【表十一】に見られる通り、若干の誤差が生じている。

二四 「覚」(「岡B」A九―一五七)

二五 唯一の例外は、新町に居住し、当時年寄を勤めている左右衛門であり、「ふり」の納入量も含めて記載されている。

二六 嘉永七年「寅御年貢小前勘定帳」(「岡A」C一―五二)

二七 「覚」(「岡B」A三―五四)

二八 本城正徳「年貢米納制の変容と買納米需要」(同『幕藩制社会の展開と米穀市場』大阪大学出版会、一九九四年)

二九 嘉永七年「下作宛口帳」(「岡C」一九―六)

三〇 『藤井寺市史』近世通史編(二〇〇〇年)、なお当該箇所執筆者は舟橋明宏氏。

三一 岡村の場合は三分一の内三分が米納であり、米納分は合わせて

取米の三分の二となる。これに口米等が加算され、最終的には約七割となる。藤井寺村の所持地を同様に七割で試算すると二六石四斗となり、これでも納入量を下回る。

三三 嘉永七年の場合には、藤井寺村の土地を小作する岡村小作人は全員南株の者である。ここにも南株と北株の差を見出すことができかもしれないが、南岡の集落が藤井寺村に一番近いという地理的な理由とも考えられるので、判断を保留することにする。

三三 無高は株構成員足り得ないのでの見解もあるが、少なくとも年貢米納入の面においてはこのような言うことが可能であろう。

三四 佐々木前掲書（二八二～二八四頁）

	弘化4	安政4	慶応2	明治4
	1847	1857	1866	1971
	人別帳	人別帳	人別帳	戸籍
90~100			1	
80~90	1	1		
70~80				
60~70				
50~60				2
40~50			1	1
30~40	2	1	1	2
20~30	3	5	5	3
10~20	12	15	11	11
0~10	86	60	58	62
5~10		17	18	19
1~5		44	33	29
0~1		25	9	10
無高	89	122	121	99
総家数	193	204	198	180

表1：幕末期岡村の階層分布

参照史料

- ・弘化4「切支丹宗門御改人別寺請帳」(F1-60-1,2)
- ・安政4「切支丹宗門御改人別寺請帳」(F1-70-1,2)
- ・慶応2「切支丹宗門御改人別寺請帳」(F1-79-1,2)
- ・明治4「河内国丹南郡岡村戸籍」(F1-84-1,2)

	弘化4	安政4	慶応2	明治4
	1847	1857	1866	1971
	人別帳	人別帳	人別帳	戸籍
岡田伊左衛門・伊一郎	84.940	86.100	95.900	57.906
岡田喜十郎(伊一郎弟)	×	10.000	10.000	58.924
岡田伊助(向イ)	1.980	12.730	12.730	12.988
岡田伊十郎(北之方)	11.350	8.900	8.900	12.400

表2：岡田家の村内所持高の変遷

参考史料は表1と同

	石高(石)	宛口高(石)
岡村本田	98.782	186.450
岡村割塚	5.918	
岡村新田	10.674	32.010
藤井寺村	83.749	164.560
嶋泉村	20.643	125匁+14.55
小山村	14.563	24.000
野々上村	5.245	?
西川村	4.435	9.750
野中村	0.615	金2分
太田村	3反5畝8歩	35匁
誉田村	2反0畝4歩	80匁
林村	3.163	120匁
蔵之内村	9.122	?
道明寺村	0.777	2.225
新堂村	1.343	2.000
立部村	1.200	3.000
大井村	35.324	62.560

表3：嘉永6年「田畑畝高帳」
に見る岡田家の所持地

参考史料

- ・嘉永6年「田畑畝高帳」(46-21)

		庄屋				年寄				
文化	2	伊左衛門	林左衛門	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	3	伊左衛門	林左衛門	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	4	伊左衛門	林左衛門	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	5	伊左衛門	林左衛門	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	6	伊左衛門	林左衛門	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	7	伊左衛門	林左衛門	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	8	伊左衛門	林左衛門	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	9									
文化	10	伊左衛門	定助	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	11	伊左衛門	定助	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	12	伊左衛門	定助	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	13	伊左衛門	奥助	専右衛門	新七	新左衛門				
文化	14	伊左衛門	奥助	専右衛門	新七	新左衛門				
文政	1	伊左衛門	奥助	専右衛門	新七	新左衛門				
文政	2	伊左衛門	奥助	専右衛門	新七	新左衛門				
文政	3	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門	左右衛門			
文政	4	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門	左右衛門			
文政	5	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門		伝右衛門		
文政	6	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門			治兵衛	
文政	7	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門			仁兵衛	
文政	8	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門	左右衛門			
文政	9	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門		伝右衛門		
文政	10	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門				源助
文政	11	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門			仁兵衛	
文政	12	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門	左右衛門			
天保	1	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門		伝右衛門		
天保	2	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門	左右衛門			
天保	3	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門	左右衛門			
天保	4	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七	新左衛門		伝右衛門		
天保	5	伊左衛門	弥二左衛門	専右衛門	新七		嘉右衛門		仁兵衛	
天保	6	伊左衛門		専右衛門	新七		嘉右衛門	左右衛門		
天保	7	伊左衛門		専右衛門	新七		嘉右衛門	伝右衛門		
天保	8	伊左衛門		専右衛門			嘉右衛門		仁兵衛	
天保	9	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門	左右衛門		
天保	10	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門	伝右衛門		
天保	11	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門		仁兵衛	
天保	12	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門	左右衛門		
天保	13	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門	伝右衛門		
天保	14	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門		仁兵衛	
弘化	1	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門	左右衛門		
弘化	2	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門	伝右衛門		
弘化	3	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門		仁兵衛	
弘化	4	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門	左右衛門		
嘉永	1	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門		伝右衛門	
嘉永	2	伊左衛門				藤左衛門		左右衛門	伝右衛門	仁兵衛
嘉永	3	伊左衛門				藤左衛門		左右衛門	伝右衛門	仁兵衛
嘉永	4	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門		伝右衛門	
嘉永	5	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門		伝右衛門	
嘉永	6	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門	左右衛門		
安政	1	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門		伝右衛門	
安政	2	伊左衛門		専右衛門			嘉右衛門	左右衛門		
安政	3	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門		伝右衛門	
安政	4	伊左衛門		専右衛門		藤左衛門	嘉右衛門	左右衛門		
居住地		南岡	北岡	南岡	北岡	北岡	(不明)	南岡	新町	新町

表4：「人別帳」の巻末連印に見る村役人の変遷

			嘉永						安政					
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
年 貢 勘 定	御年貢小前勘定帳	南株分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		北株分												
	御年貢米銀取附勘定帳 (銀納取附帳)	南株分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		北株分							○					
	庭帳	南株分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		北株分							○					
銀納附込帳	南株分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	北株分							○						
諸 掛 勘 定	支配割掛帳	南株分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		北株分						○						
	支配勘定帳	南株分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		北株分						○						
	支配書抜帳	南株分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		北株分						○						
書出帳 (歩行給・山番給)	南株分	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	北株分													

表5：岡田家文書における年貢諸掛勘定帳簿の現存状況

	南高	北高		南高	北高
源左衛門	9.307	0.969	平助	5.981	14.405
源助	0.800		幸兵衛	0.744	1.858
儀助	8.279		伝右衛門	0.122	20.552
茂右衛門	9.342	0.586	仁兵衛	0.180	5.920
西町儀兵衛	1.620		新町次兵衛	0.684	11.401
藤右衛門	6.495		本右衛門	7.458	33.171
利兵衛		1.845	三郎兵衛	4.937	2.905
伝右衛門	5.649		伊右衛門	3.387	6.072
伊右衛門	1.550		善兵衛	6.583	3.205
樽右衛門	3.885		七兵衛	0.464	
七左衛門	5.260		七助	0.900	0.337
専右衛門	13.322	3.733	六左衛門	0.383	1.600
磯右衛門	3.100		久右衛門	1.482	0.580
太右衛門	1.406		源兵衛	0.418	
利右衛門	0.530		専助	0.528	4.650
孫右衛門	3.107		佐兵衛		0.627
平左衛門	0.742		与治右衛門	0.080	4.450
小左衛門	6.095		惣七	1.000	
源八	2.390		弥七		0.150
与左衛門	11.827		清七		0.525
九兵衛	4.260		利左衛門	2.460	
佐兵衛	1.463		三郎兵衛		2.905
三郎兵衛	4.010		三左衛門	1.740	
磯七			庄右衛門		2.090
嘉右衛門		0.660	孫左衛門	1.220	
三左衛門	1.740	14.091	弥三兵衛	1.513	
又兵衛		7.181	たつ	0.951	
儀右衛門	4.338		松右衛門	0.423	
嘉右衛門	4.356	1.666	六左衛門	0.078	
嘉右衛門弟次兵衛	1.305		吉左衛門	2.502	
浅右衛門	2.231		弥三左衛門		3.984
嘉助	1.712		利兵衛		0.684
平治	10.806		南弥三兵衛		0.460
吉兵衛	10.056		久左衛門	1.612	
文助	4.258	2.144	嘉兵衛	1.060	
清兵衛	10.929		嘉兵衛		4.053
八左衛門	4.008		光乘寺	0.268	
茂八	6.265	3.045	官持	0.739	
まつ	0.346		村持	0.909	
善助	0.300		源右衛門支配道場	0.320	
与兵衛	0.238		和讃講	0.608	
伊左衛門	64.814	44.260	伊勢講	2.342	
兵左衛門	24.007	10.284	藤井寺村新助	0.467	
仁兵衛	2.400		藤井寺村善兵衛	1.536	
儀兵衛	5.423		藤井寺村忠兵衛	0.241	
伊十郎	8.889		藤井寺村利兵衛		
やす		1.980	清右衛門支配善徳寺		1.007
幸助	10.601	1.516	半右衛門支配善徳寺		0.375
作左衛門	2.843		村持		0.468
弥右衛門	4.177		庄三郎支配法福寺		0.108
友右衛門	4.902		官持		0.150
佐右衛門	1.200		三郎兵衛支配惣作		0.764
本右衛門	3.442	32.048	伝右衛門支配道場		0.091
庄三郎	1.500	21.860	太郎兵衛支配惣作		0.214
藤左衛門		24.219	嘉七支配道場		0.065
藤左衛門	2.302		和讃講		0.048
利右衛門		0.253	伊右衛門支配道場		0.776
吉左衛門		2.618	小山村元慎		12.903
吉松	0.226		小山村太郎兵衛		2.055
三左衛門		3.804	小山村文治郎		1.954
新儀助		0.165	茂八(今池新田)		5.595

表6：嘉永元年「高附帳」に見る南高と北高の所持状況

参考史料：嘉永元年「本田新田高附帳」(B2-12-1,2)

小作人名	安政4	慶応2	嘉永		安政						万			文久			元治			慶応			明治								
	持高	持高	5	6	1	宛口	2	3	4	5	6	1	1	2	3	1	宛口	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7				
儀右衛門	4.3	4.3	○	○	○	1.20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															
卯右衛門こと六左衛門・卯八	無高	無高			○	1.20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
直八こと茂兵衛	無高	無高	○																												
浅右衛門・清十郎	2.2	3.1	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
常右衛門・常七	無高	無高	○	○	○	2.98	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
源八	無高	無高	○	○	○	4.10	○	○	○	○																					
しづり利兵衛・跡利吉	×	無高	○																												
庄七跡勘左衛門・庄七・勘七	無高	無高									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
佐(作)兵衛・作治郎	無高	無高									○	○	○																		
次郎兵衛・次郎七	×	×																													
角右衛門											○																				
勘右衛門	無高	無高									○	○																			
東利兵衛											○																				
丈助	×	1.0									○	○	○																		
兵右衛門	×	無高																													
権右衛門	3.9	4.6									○	○																			
茂八	9.3	×	○	○	○	7.30	○	○																							
風呂屋兵右衛門	×	無高															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
源助	0.8	0.8															○	○													
喜兵衛			○																												
直八こと喜兵衛・跡ゆき																	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
弥左衛門・庄右衛門・庄次郎	1.2	無高	○	○	○	2.80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
善助・善次郎	0.3	0.3	○	○	○	5.00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
苅田屋安兵衛・喜平	無高	無高																													
孫右衛門	3.2	3.2	○	○	○	3.10	○	○	○	○																					
九兵衛・九平	4.3	4.3	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
九兵衛弟佐兵衛・佐次郎	1.5	1.7			○	2.10	○										○														
竹屋新助	無高	無高			○	2.10											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新兵衛	無高	無高															○														
才助	8.9	8.9															○	○													
友右衛門・友次郎・友七	4.9	4.9	○	○	○	6.40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
三郎兵衛	4.0	4.0	○	○	○	4.45	○																								
庄助					○	0.41																									
勘右衛門	無高	無高															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
庄七	×	×																													
磯八・跡やす・惣七	無高	無高	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
卯兵衛・卯平	1.4	1.4																													
太郎兵衛・佐平	無高	無高																													
平治	10.8	9.0																													
幸兵衛・幸平																															
善七	無高	無高																													
清七	無高	無高																													
打屋利八	無高	無高															○	○													
髪結市松・市蔵	無高	無高															○	○	○												
北之方	8.9	8.9															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
為右衛門・為七	無高	0.7	○	○	○	4.80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
七助	1.2	無高	○	○	○	3.10	○	○	○	○	○																				
金太弟大助	無高	無高	○																												
三左衛門・三治郎	3.8	無高	○														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
庄右衛門	無高	無高	○	○	○	3.62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
弥八(庄右衛門跡引受)	×	×																													
専助	5.2	5.2																													
奥之屋源助・源六	×	×																													
文(久)左衛門伴磯右衛門	2.1	×															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
佐助・平八	無高	無高																													
袴屋清七	無高	無高	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
たなかや幸兵衛	2.6	0.7	○	○	○	2.60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															
綿屋佐兵衛(綿庄)・佐平	0.7	2.1			○	1.85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ふしや利助・利市	0.7	0.7															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
かじ屋太兵衛	無高	無高																													
なべ屋嘉兵衛・嘉平	無高	無高																													
かみ忠右衛門	無高	無高	○	○	○	0.68																									
弥七	無高	無高	○	○	○	2.60</																									

小作人名	安政4 持高	慶応2 持高	嘉永		安政						万			文久			元治		慶応			明治																			
			5	6	1	宛口	2	3	4	5	6	1	1	2	3	1	宛口	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7														
かし屋太七	無高	×	○	○	0.26																																				
儀助・儀平	0.2	0.2	○	○	1.65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
小八・倅馬吉	無高	無高	○	○	1.80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
弥助・大掃清八	無高	無高	○	○	2.20																																				
久左衛門・磯右衛門・かた木屋利兵衛	2.1	×																																							
尾張利平	無高	無高																																							
小忠兵衛	無高	無高	○	○	1.25	○	○	○	○																																
惣兵衛	無高	無高			2.10																																				
惣左衛門	×	×				○	○	○	○	○																															
金六太郎兵衛	無高	無高				○	○	○	○	○																															
嘉助	無高	無高																																							
清兵衛(仁吉弟)・清平	無高	無高			0.60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
樺屋長八	無高	無高																																							
樺屋源七	×	×																																							
イカケヤ善兵衛	9.8	8.2																																							
浅八																																									
丹波屋武兵衛・武平治	無高	無高																																							
庄兵衛																																									
西口喜兵衛																																									
竹屋仁兵衛・仁十郎	6.1	5.1																																							
七兵衛こと七左衛門・七平	無高	無高																																							
甚助・龜吉	無高	無高																																							
忠七	無高	無高																																							
紅屋吉兵衛・吉平	無高	無高			1.98	○																																			
庄七	無高	無高																																							
大工庄藏																																									
又右衛門																																									
村方(谷池床永小作)																																									
半右衛門	無高	無高	○	○	4.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
嘉右衛門・跡庄兵衛	無高	無高	○	○	4.40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
龜屋又兵衛・改清七	無高	無高	○	○	2.90	○	○																																		
源右衛門・源平	無高	無高	○	○	1.30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉左衛門	2.6	2.9																																							
新七倅房治郎	無高	無高																																							
庄七	無高	無高																																							
瓦又	7.2	7.2																																							
源兵衛	×	×																																							

	嘉永5	嘉永6	安政1	安政2	安政3	安政4	安政5	安政6	万延1	文久1	文久2	文久3
南岡・西	9	7	-	6	-	8	2	10	2	9	2	8
南岡・南	22	19	-	19	-	18	1	19	1	19	2	18
南岡・東	10	8	-	8	1	10	2	11	1	10	1	9
南岡・北	8	8	1	9	3	8	-	5	-	3	-	5
新町	18	15	-	18	4	19	3	19	1	20	3	21
北岡	3	4	1	4	-	4	-	5	1	4	-	4
岡村計	70	61	2	64	8	67	8	69	6	65	8	65

	元治1	慶応1	慶応2	慶応3	明治1	明治2	明治3	明治4	明治5	明治6	明治7
南岡・西	8	1	10	2	10	1	9	-	7	-	7
南岡・南	14	1	14	1	13	-	12	-	13	1	15
南岡・東	7	-	7	-	9	2	8	-	8	-	10
南岡・北	9	1	12	3	12	1	11	-	13	3	14
新町	22	4	22	-	23	2	24	1	23	2	24
北岡	5	-	6	1	6	-	6	-	5	-	4
岡村計	65	7	71	7	73	6	71	3	70	3	74

表7の人数集計
 ※斜体の数字は新規小作人の人数

小作を辞めた時点での小作地 字名・宛口	翌年の小作人	小作に復帰した時点での小作地 前年の小作人	字名・宛口
西町：儀兵衛			
安政3年 まぶ分1石6斗	辰右衛門へ	新町七右衛門より	神慶2石2斗3升 文久2年
南町：万助・卯助・卯兵衛			
安政5年 嶋泉領南山4石9斗5升		北町 幸右衛門より	かんか下流1石7斗 北之方より 中山3斗5升 文久元年
南町：利兵衛			
安政3年 山之内2石1斗	惣兵衛へ		神木9斗 万延元年
山之内1斗5升	惣兵衛へ		
山之内2石4斗	惣兵衛へ		
東町：淺右衛門			
嘉永6年		利兵衛より	小山領角田2石1斗 文久4年
半田中之切7斗2升	手作へ	利兵衛より	小山領乾2石1斗5升
半田中之切6斗3升	手作へ		
神木8斗	手作へ		
東町：丈助			
安政5年	忠七へ	幸右衛門より	半田2石1斗5升 文久元年
神慶6斗	新助へ		
利右衛門やしき1石			
北町：茂人			
安政3年		西に新入	みのん上1石9斗 文久元年
みのん上2石3斗	西町作左衛門へ	西に新入	南口広宗2石4斗
みのん上2石2斗	林兵衛へ	西に新入	南口広宗2斗
北町：弥左衛門			
安政6年	幸右衛門へ		
大垣外2石8斗		善助作の内	神慶3斗5升 文久元年
北町：善助			
安政3年	平野屋新助へ	平治より譲受	神慶4石 安政5年
宮之垣外1石9斗			
北町：九兵衛			
嘉永6年	弟佐兵衛へ	惣兵衛より	西ん堂1石 文久2年
地頭寺2石1斗		惣兵衛より	西ん堂8斗
		惣兵衛より	西ん堂6斗
		惣兵衛より	西ん堂1石3斗5升
北町：九兵衛弟佐兵衛			
安政2年	東町源右衛門へ	市蔵より	神慶1石8斗 文久2年
地頭寺2石1斗			

表 8：岡田家の小作人として復帰する例における小作地の関係

小作を辞めた時点での小作地 字名・宛口	翌年の小作人
------------------------	--------

小作に復帰した時点での小作地 前年の小作人	字名・宛口
--------------------------	-------

北町：竹屋新助

安政2年 小山領角田2石1斗	東町利兵衛へ
-------------------	--------

文久2年 北町幸右衛門より	岡中2石6斗
	地頭寺2石6斗
	佐左衛門より
	葉森7斗
	佐左衛門より
	葉森2石1斗

北町：やぶ・磯八

嘉永6年 中山2石	太郎兵衛へ
中山6斗	太郎兵衛へ

安政5年 利右衛門より	岡中7斗5升
新町吉郎兵衛より	西ん上9斗

新町：三左衛門

嘉永5年 さぶの池2石3斗	向イ伊助へ
------------------	-------

文久3年 神殿9斗	
	神殿1石5斗

新町：清七

嘉永6年 神殿2石2斗3升	庄右衛門へ
屋敷地2石6斗5升	手作へ

元治元年 小山村弥助より	八反地1石8斗
-----------------	---------

新町：竹屋仁兵衛

文久元年 茂原1石9斗	七左衛門へ
茂原1石5斗	七左衛門へ

元治元年 春日山1石5斗	
-----------------	--

北岡：喜右衛門

安政4年 嶋泉領6斗	新町庄右衛門へ
---------------	---------

安政6年 庄右衛門より	嶋泉6斗
----------------	------

藤井寺村：吉郎兵衛

安政2年 とくい石2斗5升	藤：佐右衛門へ
辻本1石4斗	

安政6年 佐右衛門より	とくい石2斗6升
	割塚1石2斗9升

藤井寺村：卯右衛門方武助

安政2年 流し灌田5升	
----------------	--

安政4年 流し灌田5升	
----------------	--

藤井寺村：三右衛門

安政3年 葉森1石7斗	弥助へ
葉森1石8斗	弥助へ

安政5年 源蔵より	流し3石2斗5升
--------------	----------

藤井寺村：七左衛門

安政4年 さんど石8斗	
さんど石6斗	
久保田2石8斗	

文久元年 文助より	溝端2石3斗
	清右衛門より
	久保田1石9斗

岡村

字	宛口計	岡村小作			手作分	他村小作
		南岡	新町	北岡		
上大船	5.95				小山	5.95
茶蔵	5.16	-	1.36	3.80		
八反地	3.30			1.50	小山	1.80
法事	2.00		2.00			
藪の下	1.40		1.40			
葎原	3.40		1.50		1.90	
法事北岡	2.60		-		小山	2.60
法福寺	2.84		2.84			
入水	6.70				小山	6.70
黒崎丁	2.65				2.65	
掛ヶ塚	15.40	9.00			6.40	
神殿	11.18	5.45	1.70		4.03	
西ん上	4.75	4.15	0.60			
みのん上	12.00	12.00				
中山	2.60	2.60				
中山 新田	1.55	1.20	0.35			
笑坂	1.10	1.10				
木戸谷	3.55	3.55				
乾垣外	8.23		4.13	4.10		
おいか浦	0.70	0.70				
おいか浦 新田	0.90	0.90				
岡中	10.00	3.70	1.05		5.25	
岡中 新田	1.80	1.80				
池田	6.75	5.15	1.60			
宮垣外	3.65	3.65				
寺西	6.90	3.30			藤井寺	3.60
広宗	2.93				2.93	
広宗 新田	0.72				0.72	
神木	3.90	3.10			0.80	
地頭寺	15.04	10.34			4.70	
大保	13.53	13.53				
前塚	1.20	1.20				
大垣外	9.61	2.80	6.81			
こぶ池	7.70	3.40			4.30	
春日山 新田	12.70	7.80			1.10	藤井寺 3.80
層山 新田	0.55	0.55				
井山 新田	0.11	0.11				
西井路 新田	4.05		4.05			
宮之後 新田	1.90				1.90	
計	201.00	101.08	29.39	9.40	36.68	24.45

藤井寺村

字	宛口計	藤井寺小作	手作分	岡村小作	他村小作
西野	2.80	-		2.80	
西原	7.87	-	6.40	1.47	
まぶ分	3.00	-	1.40	1.60	
葉森	17.14	1.58	13.05	2.51	
茶蔵	0.65	0.65			
山之内	12.65	4.45		8.20	
溝	0.77	0.77			
かい米	2.25	2.25			
池の東	3.10	3.10			
辻本	4.85	4.85			
葉浪	2.70	2.70			
神明	3.25	3.25			
久保田	13.20	13.20			
谷	5.95	3.95			野中 2.00
さんど	6.40	6.40			
三つ溝	9.38	6.38			沢田 3.00
下之内	5.79	-			沢田 5.79
高屋水際	1.85	1.85			
なつめ	12.25	2.10		10.15	
出口橋西	2.30	2.30			
流レ	9.50	5.90	3.60		
出口	4.60	4.60			
屋敷	0.54	0.54			
北垣外	4.58	-	0.73	3.85	
船雲	5.90	-		5.90	
寺の北	7.15	-		7.15	
計	158.67	70.82	31.88	43.63	12.34

不明分 (岡村・藤井寺村どちらか不明)

宛口計	手作分	他村小作
19.95	5.28	藤井寺 5.27

表9：嘉永7年における岡田家所持地の字別小作分布

	「御年貢米銀取附帳」			「庭帳 南株」			「庭帳 北株」		
	南米	北米	米納計	名前	北振	分	名前	南振	分
伊左衛門	28.5	19.0	47.5			29.5			19.0
伊十郎	3.5	×	3.5						2.5
李右衛門	2.0	11.5	13.5			2.0	5.0		6.5
庄三郎	1.0	10.0	11.0				7.0		2.0
伊右衛門	5.0	5.0	10.0				5.0	5.0	
兵左衛門	8.5	0.5	9.0		3.0	8.0			
三左衛門	1.0	7.0	8.0				7.0	1.0	
平助	1.5	5.5	7.0			1.5			5.5
茂八	1.5	5.5	7.0	1.5	5.5				
専右衛門	5.5	1.0	6.5	3.0	1.0	1.5			
幸助	6.0	0.5	6.5	4.0	0.5	2.0			
三郎兵衛	2.5	1.5	4.0				1.5	2.5	
文助	2.0	1.0	3.0	2.0	1.0				
嘉右衛門	1.5	0.5	2.0	1.5	0.5				
万助	1.0	0.5	1.5	0.5		1.0			0.5
茂右衛門	4.0	×	4.0			3.0			1.0
久右衛門	0.5	×	0.5						
七助	0.5	×	0.5					0.5	
李右衛門	×	17.0	17.0				2.5		14.5
伝右衛門	×	7.0	7.0				4.5		3.5
新町次兵衛	×	5.5	5.5						5.5
専助	×	2.5	2.5				2.5		
与治右衛門	×	1.5	1.5				1.5		
幸兵衛	×	1.0	1.0				1.0		
仁兵衛	×	1.0	1.0				1.0		
六左衛門	×	0.5	0.5				0.5		
源左衛門	×	×							
善兵衛	×	×							

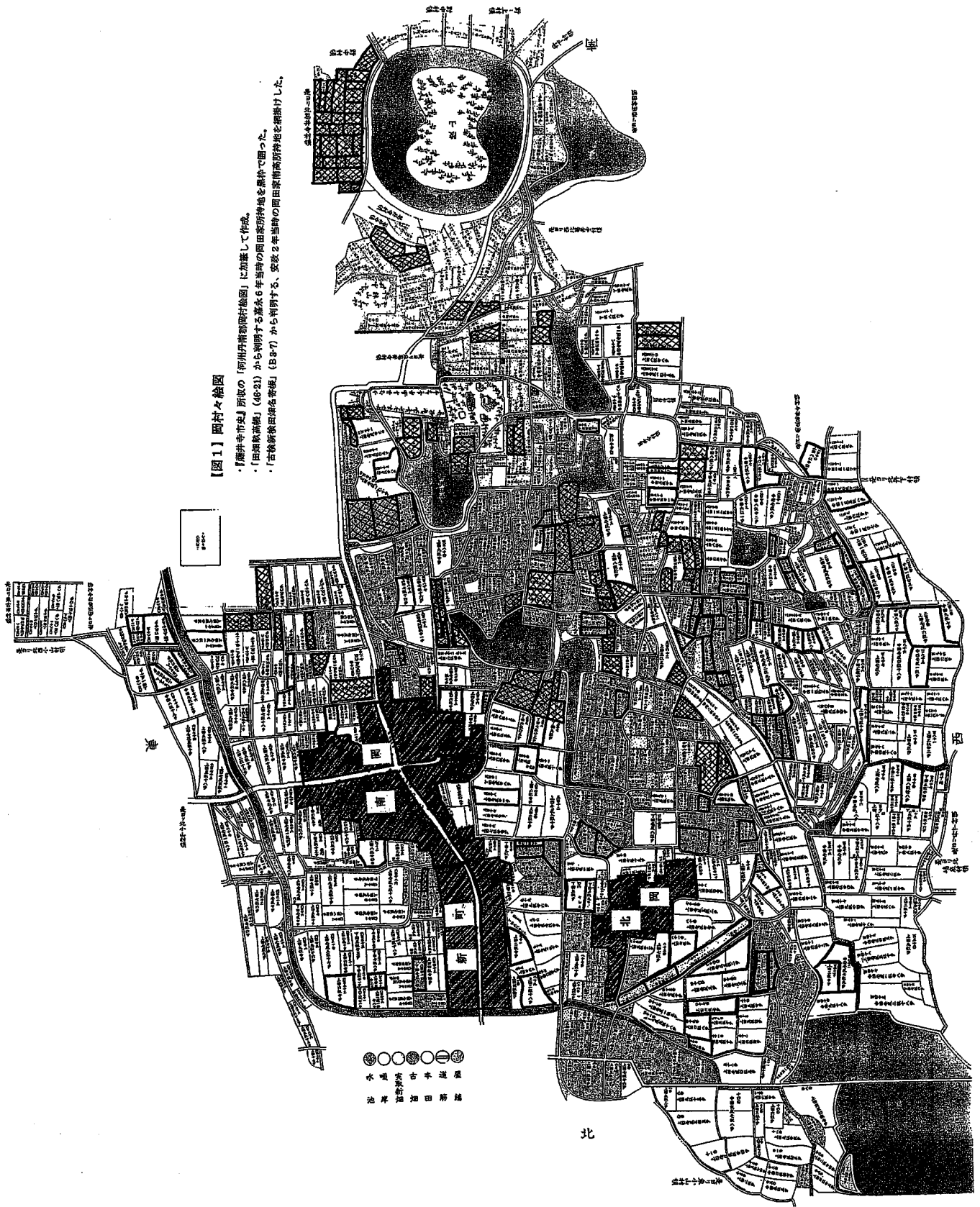
表11：嘉永7年「庭帳」に見る両高所持者の年貢米納入状況

・「×」は高を所持しているが、米納の記録がないもの。

村名	小作人	南蔵入 (石)	北蔵入 (石)	小山蔵 (石)	藤井寺 (石)	内斗 (石)	田宛口残り (匁)	綿宛口計 (匁)
南岡・西	惣兵衛	2.00				3.00	61.00	111.80
南岡・西	儀兵衛	0.50				1.00	-4.30	120.40
南岡・西	善左衛門	0.50				0.50	21.50	
南岡・西	源左衛門					0.23		
南岡・西	利左衛門					2.50	5升	
南岡・西	弥助	1.00				2.00	1斗	2石7斗
南岡・南	常八	1.50				2.50	249.40	280.60
南岡・南	太郎兵衛	1.50				3.00	245.10	
南岡・南	藤七	0.50				1.00		86.00
南岡・南	米儀						271.00	
南岡・南	庄左衛門	0.50				0.50		
南岡・南	万助						382.80	
南岡・南	八左衛門	1.00				1.50	8.60	68.80
南岡・南	佐右衛門	1.00				1.50	51.60	193.50
南岡・南	弥右衛門	1.00				3.00	206.40	
南岡・南	又兵衛	1.00					86.00	22.70
南岡・南	常七	0.50				1.00	60.20	
南岡・南	寿々屋和助	0.50				1.00	24.00	
南岡・南	孫助	2.00				3.50	43.00	206.40
南岡・南	定右衛門	1.00				1.00	68.80	64.50
南岡・南	半七					1.00	12.90	
南岡・南	利兵衛	0.50				1.50	21.50	184.90
南岡・南	嘉助	0.50				1.00	94.60	
南岡・南	忠右衛門					0.60	4.30	
南岡・南	徳十郎						228.76	
南岡・東	太右衛門	2.00				4.00	236.50	
南岡・東	磯右衛門					1.10	13.76	
南岡・東	源右衛門	0.50				1.00		176.30
南岡・東	利右衛門	0.50				0.50	184.90	
南岡・東	儀右衛門	0.50					51.60	
南岡・東	常右衛門	1.00				1.00	60.20	
南岡・東	源八	1.00				2.50	25.80	
南岡・東	卯右衛門					0.90		
南岡・北	茂八	3.50					226.80	
南岡・北	弥左衛門	1.00				1.50	-8.60	
南岡・北	善助	2.00				2.50	21.50	
南岡・北	孫右衛門	1.00				1.00	64.50	
南岡・北	九兵衛	0.50				1.00	43.00	
南岡・北	新助					1.60	43.00	
南岡・北	友右衛門			2.00		2.00	103.40	
南岡・北	三郎兵衛	1.00		1.00		2.25		
南岡・北	庄助						35.26	
新町	為右衛門		1.00			4.00		
新町	七助		1.00			0.50		68.80
新町	庄右衛門		2.00			1.00		30.10
新町	幸兵衛		1.00			1.00	17.20	
新町	綿屋佐兵衛						144.15	
新町	弥七		1.00			1.00	25.80	
新町	六左衛門						94.60	
新町	大工吉右衛門						146.20	
新町	吉ヶ兵衛		1.50				57.40	
新町	かしや太七						25.36	
新町	儀助		1.50					
新町	小八					1.60	4.30	
新町	弥助		0.50			1.50		
新町	小忠兵衛		0.50			0.50	21.50	
新町	惣兵衛					0.70	17.20	91.30
新町	清兵衛					0.50	8.60	
新町	吉兵衛					1.00	84.28	
北岡	半右衛門		1.50				43.00	
北岡	嘉右衛門		1.50				38.70	189.20
北岡	亀屋又兵衛		0.50				94.60	
北岡	源右衛門						?	

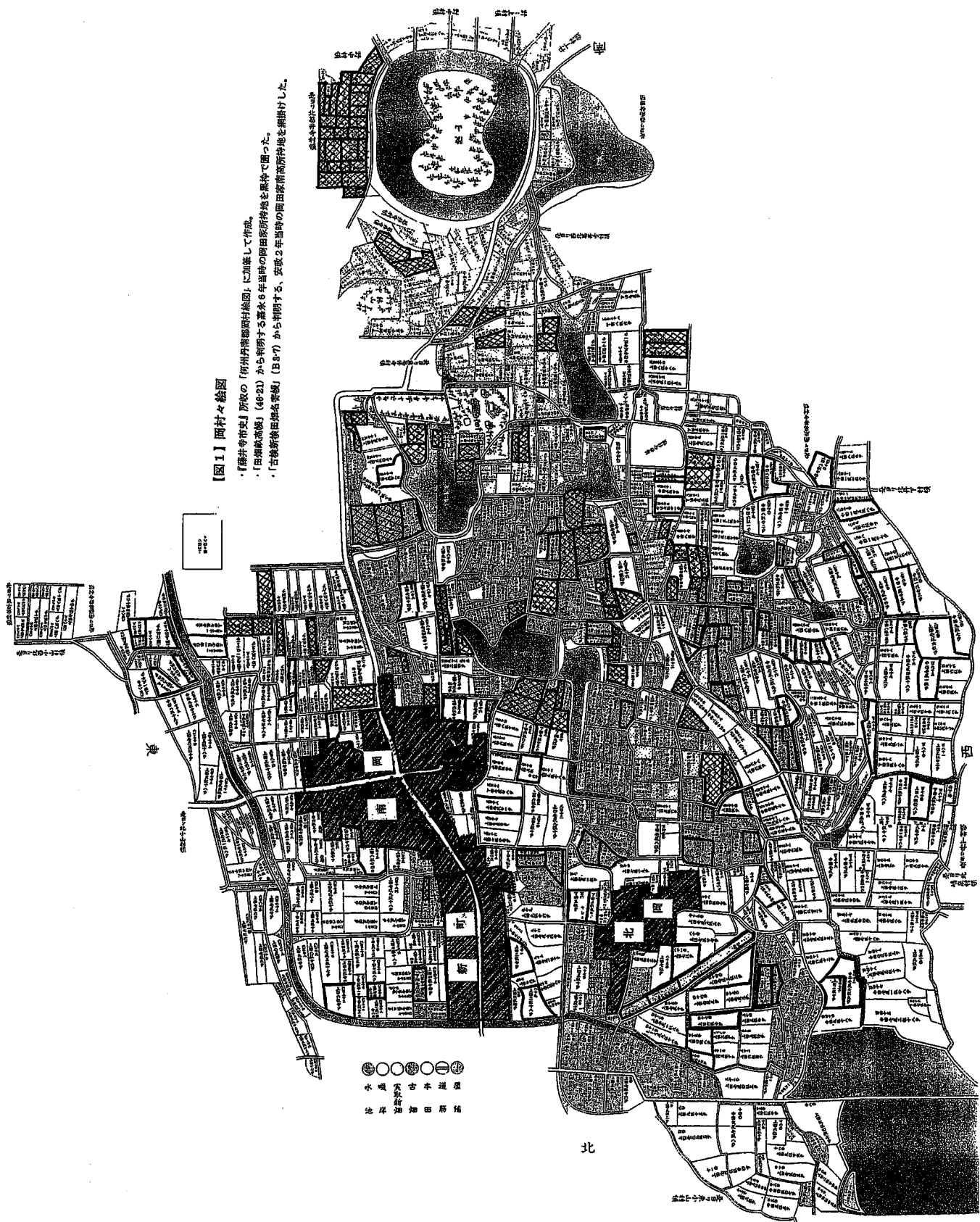
村名	小作人	南蔵入 (石)	北蔵入 (石)	小山蔵 (石)	藤井寺 (石)	内斗 (石)	田宛口残り (匁)	綿宛口計 (匁)
小山	伊兵衛						159.10	
小山	善兵衛						159.10	
小山	吉左衛門					0.66	136.74	
小山	伊助			1.00			60.20	
小山	九左衛門		4.00			4.17	58.28	
小山	半左衛門		0.50			1.50		
小山	弥助					1.00	34.40	
小山	伊左衛門		1.00			1.20	35.20	
藤井寺	宇右衛門						26.40	
藤井寺	平野屋新助					1.00	172.00	
藤井寺	伊助				1.50		120.00	
藤井寺	半兵衛				3.00		352.00	
藤井寺	伊兵衛					0.80	40.00	120.35
藤井寺	庄右衛門				3.00		248.00	
藤井寺	太兵衛				1.50		47.30	
藤井寺	儀右衛門				3.00		27.82	
藤井寺	作左衛門				2.50		103.20	
藤井寺	たはさ				0.50		7.95	
藤井寺	源蔵				2.00		86.00	86.00
藤井寺	佐右衛門				2.00		12.00	174.30
藤井寺	磯八				1.00		31.80	132.80
藤井寺	天王寺屋惣兵衛							334.70
藤井寺	八左衛門				1.50		64.00	
藤井寺	吉郎兵衛						103.80	103.70
藤井寺	喜右衛門				1.50		47.70	91.30
藤井寺	大和屋丈助						148.00	13.24
藤井寺	甚右衛門				1.00		67.57	
藤井寺	七左衛門				3.50			
藤井寺	儀左衛門				1.00		40.00	
藤井寺	武助						4.30	
藤井寺	大和屋兵右衛門				1.50		40.00	
藤井寺	綿喜						153.50	
藤井寺	奎右衛門				2.00		31.40	
藤井寺	佐吉				1.50		35.77	

表12：嘉永7年「下作宛口帳」の記載



【図1】岡村々繪圖

・『藤井寺市史』所収の「河州丹南新開村繪圖」に加筆して作成。
 ・『田岡新編繪』(46-21) から判明する嘉永6年当時の岡田家所持地を黒枠で囲った。
 ・『古後新編田名寄帳』(53-87) から判明する、寛政2年当時の岡田家所持地を網掛けした。



【図1】 町村々地図

- ・『藤井寺町史』所収の「河州内諸郡町村地図」に加工して作成。
- ・『田原縣志』(492) から引用する嘉永6年当時の岡田郡内諸町村地を黒線で囲った。
- ・『古蹟新修田原縣志』(B8-7) から引用する、安政2年当時の岡田郡内諸町村地を網掛けした。